

松浦市農業委員会委員 募集要項

松浦市では、次のとおり、推薦及び募集手続きの方法により、農業委員会委員を募集します。

1. 募集人員

19人

2. 任用期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

3. 身 分

地方公務員法第3条第3項1号に規定する特別職の非常勤職員

4. 報 酬

松浦市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に基づき支給します。

5. 職務内容

- (1) 農業委員会総会への出席、許認可審議等業務
- (2) 農地の権利移動や転用等に係る現地調査業務
- (3) 農地利用の最適化（担い手への農地集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に係る現地調査及び利用関係者への調整と推進業務
- (4) 農地等の利用の最適化の推進に関する指針の作成・変更
- (5) その他農業に関する調査及び情報提供並びに研修会等への参加等

6. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

- (1) 農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。
- (2) 次のいずれにも該当しない者
 - ① 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - ③ 松浦市が設置する附属機関の委員でない者
 - ④ 松浦市職員定数条例（平成18年松浦市条例第19号）第2条に定める定数内の職員でない者

7. 推薦及び応募の方法等

(1) 推薦及び応募の方法

① 農業者及び団体等が推薦する場合

推薦をする農業者の代表者並びに団体等の代表者は、松浦市農業委員会委員候補者委員候補者推薦届出書（様式第1号）に必要事項を記入したうえで、関係書類を添えて郵送又は持参により提出してください。

② 応募する場合

応募する者は、松浦市農業委員会委員候補者応募届出書（様式第3号）に必要事項を記入した上で、関係書類を添えて郵送又は持参により提出してください。

※ 推薦及び応募において農業委員及び農地利用最適化推進委員の両方の候補者となることはできませんが、兼任することはできません。

※ 推薦及び応募に係る書類は返却しませんので、ご了承ください。

(2) 提出先

松浦市農業委員会事務局

（住所）〒859-4598 松浦市志佐町里免 365 番地

（電話番号）0956-72-1284（直通） （FAX）0956-72-2292

(3) 受付期間

令和8年9月 1日（火）から

令和8年9月28日（月）まで【期限内必着】

※ 持参される場合は、土曜日、日曜日、祝日を除く市役所開庁日の午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

8. 推薦及び応募状況の公表

募集期間の中間及び終了後に、松浦市ホームページ等で次の内容を公表します。

- (1) 推薦をする者（個人の場合）の氏名、職業、年齢及び性別
- (2) 推薦をする者（法人又は団体の場合）の名称、目的、代表者の氏名、構成員の数及び構成員の資格
- (3) 推薦を受ける者又は応募する者の氏名、職業、年齢、性別、経歴及び農業経営の状況
- (4) 推薦又は応募の理由
- (5) 推薦をする者が、推薦を受ける者を松浦市農業委員会農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの別、又は応募する者が松浦市農業委員会農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別
- (6) 推薦を受ける者の数及びそのうちの認定農業者等の数
- (7) 応募する者の数及びそのうちの認定農業者等の数

9. 選任方法及び結果の通知

市長が、提出された書類をもとに農業委員候補者の決定を行い、市議会の同意を得た上で農業委員に選任します。なお、候補者の決定については、必要に応じて推薦者、応募者その他関係者からの意見聴取等を行う場合があります。

選任結果については、農業委員決定後に推薦を受ける者及び応募する者全員に文書で通知します。

10. 問合せ先

〒859-4598 松浦市志佐町里免 365 番地

松浦市農業委員会事務局

電話 0956-72-1284（直通） FAX 0956-72-2292

※推薦・応募に係る関係書類は、農業委員会事務局、各支所・出張所窓口に置いてあります。また、市ホームページからでもダウンロードできます。